

広島市自転車等駐車場指定管理者応募要領に関する質問と回答

質問番号	質問	回答
1	利用料金について、期の途中で変更する事は可能でしょうか。	応募要領「7(6)ア利用料金の額」に記載のとおり、設備導入後から別の料金を設定することも可能です。その場合は、変更時期及び変更前後の金額を事業計画書に記載してください。 なお、利用料金を値上げする場合は、利用者の利便性向上に資するよう、設備導入時期や内容との整合性を図るなど、利用者の理解が得られる方法を検討してください。
2	利用促進を図るために基準値を設けていると思いますが、6,079,800人の根拠を教えてくださいませんか。	現行指定期間のうち、最終年度である令和8年度を除いた令和4年度から令和7年度の各年度の実績値の平均としています。なお、算定に当たり、廃止した駐輪場の実績を差し引き、新設した駐輪場の利用者数見込みを加算する補正を行っています。
3	指定管理期間中に、増減(増える施設、無くなる施設)駐輪場があれば教えてくださいませんか。その場合の収支計画や目標台数の考え方も併せてご教示頂ければと思います。	施設数の増減について、現時点で予定はありませんが、指定期間中に業務範囲の変更が生じた場合は、必要に応じて納付金及び基準値を調整します。
4	納付金の納付時期を教えてくださいませんか。また、分割なのか一括なのか併せてご教示頂ければと思います。	四半期ごとの年4回、分割納付を予定しています。
5	設備導入費7,500万円(7,000万/市指定500万)を収支計画へ反映させる際の記載方法は5年間均等で振り分けるのでしょうか。	本市が指定する改修500万円は5年間で均等に振り分けていただき、提案いただく設備導入等の費用は実施する年度に計上してください。
6	現行の駐輪場において、指定管理終了後に広島市へ帰属されない設備を教えてくださいませんか。	別紙1をご参照ください。
7	管理移管後に残る備品一覧を教えてくださいませんか。	別紙2をご参照ください。
8	現指定管理者が運用しているweb登録システムは独自開発との認識で宜しいでしょうか。新たに指定を受けた場合には新たに独自で開発する必要がありますでしょうか。	登録利用者を対象とした現行のweb登録システムは、現指定管理者が独自開発したものです。次期指定管理者に新たなシステムの独自開発を必須とするものではありませんが、応募要領「5(3)利用促進の取組」に掲げる利用促進策の例として、利便性の高い登録・利用方法の提案を挙げていることから、独自開発をしない場合においても、利用者の利便性に資するよう、現行のweb登録システムと同等以上の代替策を求めます。
9	様式4事業計画書の作成にあたり、枚数制限等はありませんでしょうか。	ありません。
10	横川駅南口に設置してあるトイレですが、駐輪場利用者以外が利用する事が多いにも関わらず指定管理者がトイレの清掃、消耗品の補充、水道料の精算など実施していると思いますが、案分するなどの措置はないのでしょうか。	横川駅駐輪場のトイレは、同駐輪場内に設置しており、トイレ利用者が駐輪場利用者かどうかを区別することは困難です。また、周辺施設との合築ではないため、按分などの措置は行いません。
11	市の方で計画している修繕があればご教示下さい。	公開できる資料はありません。
12	基準値6,079,800人について、指定管理期間中に社会情勢の変化(新たな路上駐輪場の設置、シェアサイクルのポート増加)などが発生した場合、基準値の変更が認められるのか教えてください。また、どのようなケースであれば基準値の変更が可能なのか併せてご教示頂ければと思います。	現指定期間中に基準値を変更した事例としては、令和6年12月の基町相生通地区市街地再開発事業に伴う基町駐輪場の閉鎖及び令和7年9月に広島駅南口第二駐輪場(仮設)を閉鎖したことに伴う減少や、令和8年7月に河原町駐輪場及び舟入町駐輪場を新設したことによる増加があります。
13	応募要領3(1)「施設名、収容台数等」に関連して、一時利用・定期利用それぞれの満車判定基準となる台数をご教示ください。また、各駐輪場における満車判定の運用方法についても、併せてご教示ください。	満車判定基準となる台数は、応募要領別紙2「4 (2)一時利用及び登録利用台数の設定状況」のとおりです。 各駐輪場における運用方法については、機械管理を除く一時利用施設では、係員が現地で空きスペースを見ながら満車判定をするほか、バイクの登録利用は、申込書に車体の大きさを記載させることで、基準台数をベースにしつつ、実際の受入台数を調整しています。

広島市自転車等駐車場指定管理者応募要領に関する質問と回答

質問番号	質問	回答
14	指定管理者が変更となった場合においても、現在設置されているLUUP等のシェアモビリティポートについて、引き続き設置・運営を継続することが条件となるのでしょうか。 また、継続が必要な場合は、対象施設、契約形態、指定管理者が負担すべき業務内容及び費用負担の考え方についてご教示ください。	現在設置されているポートは、継続設置予定ですが、管理運営は運営事業者が行うため、駐輪場の指定管理者が行う業務及び負担する費用はありません。
15	応募要領3(1)「施設名、収容台数等」及び別紙1「設備導入・設備改修計画標準案」に関連して、現地に設置されている一時利用券売機の所有者をご教示ください。 また、既設機器については継続使用(残置)を前提としているのか、ご教示ください。	一時利用券売機は本市の所有です。 また、既設設備等は継続使用を想定していますが、設備導入等による運用方法の変更(機械化による無人管理等)があった場合は、この限りではありません。
16	応募要領4「管理の基準」に関連して、前指定管理者が抽選等により決定した定期利用エリアについて、駐輪機器等の導入によりエリア変更が必要となった場合、対象となる契約者へ事前に十分な説明を行い、個別に了承を得た上で、定期利用エリアを変更(別エリアへ移動)することは可能でしょうか。 また、その際に広島市への事前協議又は承認が必要となる場合は、その手続きについてもご教示ください。	可能です。応募要領「10(1)ク指定管理者の指定」を経た後、変更前後のレイアウト図を添付の上、本市へ事前協議してください。
17	募集要項3「施設の概要」(2)において、「一日駐輪制度」を実施している旨の記載がありますが、一部の施設を除くとされている対象施設をご教示ください。 また、各施設における制度の実施状況が分かる資料がありましたら、ご提示ください。	応募要領別紙2「4 (4)1日駐輪制度の利用状況」のとおりです。現時点では、有人かつ自転車が利用可能な一時利用施設を対象としています。
18	応募要領3(2)「利用状況」に関連して、登録利用について、各駐輪場・車種ごとの待機者数をご教示ください。	別紙3をご参照ください。
19	応募要領4「管理の基準」に関連して、定期利用エリア及び一時利用エリアのゾーニング変更を前提とした提案は可能でしょうか。 また、現状の利用状況を踏まえ、事業者の提案によりゾーニングを変更することは可能でしょうか。	可能です。応募要領「10(1)ク指定管理者の指定」を経た後、変更前後のレイアウト図を添付の上、本市へ事前協議してください。
20	応募要領4「管理の基準」に関連して、現在設置されている二段ラックについて、撤去又は機種変更を前提とした提案は可能でしょうか。	可能です。
21	応募要領4「管理の基準」に関連して、定期利用期間(1・3・6・12か月)の設定を変更する提案は可能でしょうか。 また、条例で定める範囲内であれば、利用料金を事業者提案により設定することは可能でしょうか。	可能です。
22	応募要領4「管理の基準」に関連して、一時利用に無料時間を設定する提案及び現行にない料金区分・料金体系を提案することは可能でしょうか。	応募要領「3 (3)利用料金の基準額」の範囲内であれば可能です。
23	応募要領4「管理の基準」に関連して、登録利用に係る減免手続きについて、広島市の承認を前提として、電子申請等によるペーパーレス化を実施することは可能でしょうか。	可能です。
24	応募要領4「管理の基準」に関連して、シャッターの開閉が必要な施設はありますか。 また、近隣施設との協定や運用上の制約等により、24時間運営ができない駐輪場がありましたらご教示ください。	シャッターの開閉が必要な施設は大手町、西新天地、袋町、袋町小学校地下、横川駅南口、五日市駅北口1、広島駅北口第一、広島駅南口第一、広島駅南口第五、矢野駅です。これらの駐輪場は防犯や騒音等の理由により24時間運営はできません。
25	応募要領7「利用料金制に関する事項」(3)において、設備導入等の原資については、現行の料金体系で約7,500万円程度を捻出できることを想定している旨の記載があります。 当社において設備更新等を検討した結果、7,500万円を超える費用になると想定されます。 設備投資額の上限設定は設けられていますでしょうか。	設けておりません。

広島市自転車等駐車場指定管理者応募要領に関する質問と回答

質問番号	質問	回答
26	応募要領8「協定の締結等」に関連して、駐輪機器をリース契約ではなくサブスクリプション契約で調達した場合、指定期間終了後に契約主体を広島市へ変更し、契約を継続することは可能でしょうか。	応募要領7(2)利用者サービス向上に資する新たな設備導入及び修繕等の実施により設置された設備等は、指定期間終了時には、本市に帰属するものとしているため、サブスクリプション契約を本市が引き継ぐことはできません。
27	応募要領7「利用料金制に関する事項」(5)に関連して、前納利用料金とは登録利用料を指すとの理解でよろしいでしょうか。 また、一時利用料金及び回数券料金については、前納利用料金には含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	基本的に登録利用料金を指しますが、業務仕様書2(6)エ利用料金収入の引継ぎ(イ)に記載のとおり、指定管理者が発行する回数駐車券等が指定期間終了後に使用された場合は、次期指定管理者と精算を行うこととしています。 なお、一時利用料金は含まれません。
28	応募要領7「利用料金制に関する事項」(6)に関連して、回数券について、紙媒体の回数券に加え、QRコードを利用したデジタル回数券及びスマートフォンアプリ上で利用するQR回数券を導入する提案は可能でしょうか。 また、導入に当たり必要となる承認手続等がありましたら、ご教示ください。	利用者の利便性向上に資する提案は可能です。 応募要領10(1)ク指定管理者の指定を経た後、料金設定等の承認申請を行う際に併せて記載していただきます。
29	業務仕様書7(1)において、「配置人員は41人を標準とする」とされる一方で、ICT機器の設置や管理体制の工夫等により、利用者のサポート体制が構築できる場合には、自転車等駐車場への職員の常駐を必要としない旨が記載されています。 ICT機器を活用したサポート体制を構築した場合、標準配置人員である41人を下回る人員配置による提案は可能でしょうか。 また、その場合の評価の考え方についてもご教示ください。	可能です。 41人はあくまで標準であり、各駐輪場において、ICT機器の活用を含め、管理運営業務を適切に実施できる体制になっているかという点で評価します。
30	業務仕様書7(1)ウにおいて、防火管理者の配置が必要な施設について、ICTを活用した無人・巡回管理を実施する場合、近隣施設を巡回する統括責任者又は巡回スタッフを防火管理者として選任することは可能でしょうか。	適正に防火管理業務が行える場合は可能です。
31	応募要領別紙2 7 注1において、「登録利用の受付は全ての有人の自転車等駐車場窓口で行えるようにしてください」と記載されています。 WEB定期システム及び現地更新機を導入し、問い合わせ等についてはコールセンター又は巡回スタッフが対応する運用とした場合、当該要件を満たすものとして認められるでしょうか。	現行より利便性が低下しなければ認められます。 また、高齢者や障害者等の機械を使用することが難しい方への対応を併せて提案してください。
32	応募要領別紙6「提出書類一覧」の(3)③財務書類において、「キャッシュフロー計算書」については、「組織規模等により作成が義務付けられていない書類については提出不要」と記載されています。 当社は、会社法上の大会社及び上場会社には該当せず、キャッシュフロー計算書の作成義務がありません。 この場合、キャッシュフロー計算書は提出不要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、作成義務が無い書類は提出不要です。
33	指定管理者の提案により、別紙1で優先導入対象として例示されている施設以外の自転車等駐車場についても、電磁ロック設備、駐輪ラックシステム等の機械設備を導入することは可能でしょうか。 また、導入対象施設、導入規模及び設備仕様については、各施設の利用状況、利用者ニーズ及び費用対効果等を踏まえ、指定管理者の提案により決定できるとの理解でよろしいでしょうか。 併せて、別紙1に示されている設備は標準案との理解でよく、利用者サービス向上又は管理運営の効率化に資する場合には、同等以上の効果を有する設備への変更又は追加提案も可能かご教示ください。	お見込みのとおり、応募要領別紙1は標準案であり、設備の導入対象施設、導入規模及び設備仕様については、各施設の利用状況、利用者ニーズ及び費用対効果等を踏まえ、指定管理者の提案により決定できます。
34	利用者サービスの向上及び管理運営の効率化を目的として、指定管理者の提案により施設の運営方法又は供用時間を見直すことは可能でしょうか。 また、その場合に必要となる協議・承認手続及び運営上の条件についてご教示ください。	応募要領3(1)施設名、収容台数等」に示している供用日、供用時間及び入出庫可能時間の拡大・延長についての提案をすることは可能です。 応募要領10(1)ク指定管理者の指定を経た後、料金設定等の承認申請を行う際に併せて記載していただきます。

広島市自転車等駐車場指定管理者応募要領に関する質問と回答

質問番号	質問	回答
35	各自転車等駐車場における維持管理業務の内容についてご教示ください。 特に、施設ごとの保守点検、清掃、警備、設備管理、修繕、巡回点検及び法定点検について、現在の実施内容、実施頻度及び実施方法が分かる資料がございましたらご提供ください。 また、外部委託している業務がある場合は、その概要についてご教示ください。	維持管理業務の内容は、業務仕様書「2(3)施設及び設備等の維持管理」のとおりです。 また、施設ごとの保守点検等の実施内容及び実施頻度は別紙4、外部委託の概要は別紙5をご参照ください。
36	各自転車等駐車場に設置されているシェアモビリティ登録事業者名、サイクルポート設置台数及び設置場所についてご教示ください。 また、指定期間中における設置事業者、設置場所又は設置台数の変更予定がございましたら併せてご教示ください。	サイクルポート設置台数及び設置場所は別紙6をご参照ください。 現在のシェアモビリティ登録事業者は以下の3社です。 ・株式会社ドコモ・バイクシェア「びーすくる」 ・株式会社Luup「LUUP」 ・OpenStreet株式会社「HELLO CYCLING」 現在、設置場所の変更予定はありませんが、登録事業者及び設置台数の配分は毎年更新手続きにより決定するため、変更となる可能性があります。
37	①登録利用に係る申込受付、抽選、当選通知、更新手続及び利用料金決済について、ICTを活用したオンライン手続により運用することは可能でしょうか。 ②また、その場合に必要となる協議・承認手続及び運用上の条件についてご教示ください。	①質問番号31の回答と同様です。 ②運用に当たっては、業務仕様書14(5)「個人情報の取り扱い」を遵守してください。 応募要領「10(1)ク指定管理者の指定」を経た後、料金設定等の承認申請を行う際に併せて記載していただきます。
38	①指定管理者が提案する利用料金については、指定期間開始日から適用することが可能でしょうか。 ②また、機械化設備の導入が完了した施設から順次料金改定を実施することは可能でしょうか。 ③併せて、料金改定に必要な協議・承認手続及び利用者への周知期間についてご教示ください。	①可能です。 ②質問番号1の回答と同様です。 ③応募要領「10(1)ク指定管理者の指定」を経た後、料金設定等の承認申請をしていただき、新料金適用開始の1か月以上前から周知を行っていただきます。
39	LED化以外に、電力会社の変更、契約電力の見直し、デマンド管理等により電気料金を削減した場合についても、その削減効果相当額は納付金調整の対象となるでしょうか。 また、対象となる場合は、その算定方法、対象期間及び協議方法についてご教示ください。	納付金の調整は、本市が実施した工事により電気料金が削減された場合に行うことを想定しており、指定管理者による管理経費削減は納付金の調整対象になりません。
40	利用者サービス向上のための設備導入及び修繕費として想定されている約7,500万円には、設備撤去費用、処分費用及び原状回復費用も含まれているとの理解でよろしいでしょうか。 また、その積算根拠及び試算条件についてご教示ください。	設置された設備等は、指定期間終了時には本市に帰属するものとしているため、設備撤去費用、処分費用及び原状回復費用は想定していません。 また、公開できる積算資料等はありません。
41	設備投資について、当初5年間だけでなく、非公募更新後を含めた最長10年間で投資回収を見込んだ事業計画及び設備投資計画を提案することは可能でしょうか。 また、更新されなかった場合の未償却設備の取扱い及び設備の譲渡、引継ぎ、撤去等についてのお考えをご教示ください。	更新制は、年度終了後に実施する「指定管理者の業務実施状況の評価」の評価結果が指定期間(5年間)の1年目より3年連続して高評価(S又はA)となった場合で、指定期間の終了後も引き続き当該施設の管理運営を希望する場合に適用され、非公募による選定及び市議会の議決を要します。現時点で更新が確定できるものではないため、事業計画及び設備導入等の計画は5年間としてください。
42	利用促進及び利用者サービス向上を目的として、条例に定める利用料金の範囲内において、指定管理者が利用料金体系(割引制度、時間帯別料金その他の料金サービスを含む。)を提案することは可能でしょうか。 また、その場合の協議・承認手続及び適用条件についてご教示ください。	可能です。 応募要領「10(1)ク指定管理者の指定」を経た後、本市が利用料金等と併せて承認したものが適用されます。
43	回数駐車券、利用券その他利用者サービスに係る販売方法について、指定管理者が新たな運用方法を提案することは可能でしょうか。	利用者の利便性向上に資する提案は可能です。

広島市自転車等駐車場指定管理者応募要領に関する質問と回答

質問番号	質問	回答
44	登録利用に係る申込受付、更新及び料金決済について、ICTを活用したオンライン手続を導入することは可能でしょうか。 また、その場合に必要となる協議及び承認事項についてご教示ください。	オンライン手続については、質問番号31の回答と同様です。 応募要領「10(1)ク指定管理者の指定」を経た後、本市が利用料金等と併せて承認したものが適用されます。
45	指定管理者が設置する利用者向け設備を、利用案内その他利用者サービスの向上に活用することは可能でしょうか。 また、自主事業への活用についてご教示ください。	可能です。自主事業への活用についても同様です。
46	指定管理者の提案により既設ラック、ロック装置及び精算機等を撤去し、新たな設備へ更新する場合の費用負担区分についてご教示ください。 また、アンカー撤去、舗装復旧、電気設備・配線工事等の関連工事並びに指定期間終了時の撤去及び原状回復費用について、広島市、現指定管理者又は次期指定管理者のいずれが負担する想定であるかをご教示ください。	提案による設備導入等に係る費用は、既設設備の撤去費用を含め、全て提案した指定管理者に負担していただきます。 なお、別紙1の設備は現指定管理者が所有しているため、次期指定期間開始前までに現指定管理者が自らの費用において原状回復する、または次期指定管理者と現指定管理者間において負担区分等を協議の上で次期指定管理者が同設備を引き継ぐことになります。 また、設置された設備等は、指定期間終了時には本市に帰属するものとしているため、指定期間終了時の撤去及び原状回復は想定していません。
47	指定期間中において、利用状況の変化、利用者ニーズ又は新たな技術の導入効果等を踏まえ、指定管理者から設備の追加導入又は改善提案を行うことは可能でしょうか。 また、導入時の協議・承認手続、費用負担及び資産帰属の考え方についてご教示ください。	可能です。 設備導入等を実施する際は、その都度最新の見積書等を添付の上、協議書を提出していただき、本市の承認の上で実施してください。設備導入等の内容や対象施設、費用等が公募時の計画から変更になった場合は、同協議書に変更内容及び変更理由を記載してください。本市は協議書に基づき、以下の考え方で納付金を精算します。ただし、納付金の精算は、公募時に提案のあった設備導入等の計画額を限度とします。資産帰属の考え方は応募要領7(2)と同じです。 【精算の考え方】 ・公募時に指定管理者が計画した設備導入等のうち未実施分は、納付金として市に納める。 ・整備数量実績が計画に対して増加する場合は、計画と実績の割合により換算額を算出し、その金額を精算に用いる。 ・整備数量が減少した場合、整備費用の実績が計画を下回る時は、その実績額により精算し、上回る時は計画額により精算する。 ・計画したものの実施が困難であると判明し代替案として実施したものは、その分を未実施分から差し引く。 ・設備導入等が計画年度中に実施できず、計画している費用の同額を納付金として納め、その後の指定期間中に同設備導入等が完了した場合には、一度、納付金として納めた額を実施完了年度の納付金から差し引く。
48	ICTを活用した利用者支援及び問い合わせ対応を導入することは可能でしょうか。 また、その際に求められる情報セキュリティ及び個人情報保護に関する要件についてご教示ください。	可能です。 情報セキュリティ及び個人情報保護については、業務仕様書14(5)「個人情報の取り扱い」のとおりです。
49	併設施設と管理経費を負担する施設について、保守点検費、光熱水費及び共用設備管理費等の請求主体、請求時期、支払方法及び精算方法をご教示ください。 また、施設ごとに運用方法が異なる場合は、その相違点についてご教示ください。	別紙7をご参照ください。
50	回数駐車券等について、利用者利便性向上を目的として、複数施設で共通利用できる運用を指定管理者が提案することは可能でしょうか。 また、その場合の運用条件、精算方法及び協議・承認手続についてご教示ください。	提案は可能ですが、資金決済に関する法律を遵守する必要があります。 また、運用条件や精算方法は、応募要領「10(1)ク指定管理者の指定」を経た後、本市及び相手方の施設管理者との間で協議を行った上で決定します。
51	各自転車等駐車場におけるキャッシュレス決済利用率(件数又は金額ベース)について、ご提供可能なデータがございましたらご教示ください。 また、施設別データの提供が困難な場合は、全体の利用率、決済手段別構成比及び直近の利用動向についてご教示ください。	別紙8をご参照ください。

広島市自転車等駐車場指定管理者応募要領に関する質問と回答

質問番号	質問	回答
52	①ヘルメット着用促進施策について、指定管理者の提案により実施回数を増やすことは可能でしょうか。	①可能です。
	②また、追加実施に伴う利用料金減免額又は回数駐車券相当額についても、現行制度と同様に納付金調整の対象となるかをご教示ください。	②納付金調整に係る本市予算に限りがあるため、応募要領「7(6)自転車等駐車場における自転車ヘルメット着用促進に向けた取組」の内容としており、追加実施分は納付金調整の対象にはなりません。
	③併せて、指定管理者独自の着用促進施策を実施する場合の費用負担及び精算方法についてもお教示ください。	③要領記載の取組以外は自主事業となるため、会計を独立させたうえで、運用経費等は指定管理者の自主財源により賄うこととなります。
53	応募時に提案した設備導入内容について、指定期間中に利用状況、利用者ニーズ又は新たな技術の導入効果等を踏まえ、広島市と協議のうえ導入内容を変更することは可能でしょうか。 また、設備導入額を維持したまま設備の種類又は導入対象施設を変更することの可否及び必要となる協議・承認手続についてご教示ください。	基本的には公募時の計画に沿って導入していただくことを想定していますが、協議の内容によっては変更することも可能です。変更手続き等については、質問番号47の回答と同様です。
54	現在使用している施設案内パンフレット、利用案内資料、情報誌、ホームページ掲載資料、掲示物及びチラシ等がございましたら、ご提供又は開示いただけますでしょうか。	別添の「利用案内資料等」をご参照ください。
55	ICT等を活用し、利用者サービス水準を確保できる場合、指定管理者が提案する管理運営体制に応じた人員配置を行うことは可能でしょうか。 また、その場合の審査上の考え方及び留意事項についてご教示ください。	質問番号29の回答と同様です。
56	応募時に提案した設備導入計画に加え、指定期間中に利用状況や利用者ニーズ、新たな技術等を踏まえ、広島市との協議のうえ追加設備を導入することは可能でしょうか。 また、その場合の費用負担、提案手続及び設備の資産帰属についてご教示ください。	質問番号47の回答と同様です。
57	①現在設置されている駐輪機器、ラック、ロック装置及び精算機について、メーカー名、型式、設置年月(又は使用年数)、所有区分(買取・リース)をご教示ください。	①現指定管理者の所有に帰属している料金精算機等については別紙1、市所有の機器等については別紙2(全て本市所有、リース無)をご参照ください。
	②リース契約の満了時期、次期指定管理者への引継ぎ可否、コールセンター、遠隔監視及び保守業務の委託内容、年間委託費(概算)をご教示ください。	②リース契約はありません。次期指定管理者への引継ぎについては、別紙1の設備は現指定管理者と協議が必要ですが、別紙2の設備は全て可能です。 コールセンター、遠隔監視及び保守業務の委託内容等は以下のとおりです。 ・減免コールセンターサービス ベーシックプラン 24時間受付コールセンター 各種リモートメンテナンスサービス(機器操作・信号受信) 現地駆けつけトラブル対応 ※インターフォン及びWEBカメラ ・駐車場データセンターサービス(WEB帳票) 売上帳票、台数帳票他 年間委託費(概算) 2,197,800円
	③既設設備撤去時の費用負担区分についてもご教示ください。	③既設設備撤去時の費用負担区分については、別紙2の設備は令和9年度からの次期指定管理者、別紙1の設備は令和8年度までの現指定管理者が所有しているため、次期指定期間開始前までに現指定管理者が自らの費用において原状回復、または次期指定管理者と現指定管理者間において負担区分等を協議の上で次期指定管理者が同設備を引き継ぐことになります。

広島市自転車等駐車場指定管理者応募要領に関する質問と回答

質問番号	質問	回答
58	①施設ごとの利用状況、利用者ニーズ、安全性及び収容効率を踏まえ、広島市との協議により登録利用区画を平置き式又は二段ラック式へ変更することは可能でしょうか。	①可能です。
	②また、収容台数の見直し、一時利用区画及び登録利用区画の再配置並びに設備改修費を設備導入提案の対象とすることが可能かご教示ください。	②質問番号19の回答と同様です。
59	各施設の利用状況及び施設特性に応じて、指定管理者が駐輪機器その他機械設備を提案することは可能でしょうか。 また、設備方式の選定及び組み合わせについて制限等がございましたらご教示ください。	可能です。制限等はありません。
60	①応募時に提案した設備導入計画について、指定期間中に利用状況、利用者ニーズ又は技術革新等を踏まえ、本市との協議・承認を経て設備の追加導入、仕様変更又は導入施設の変更を行うことは可能でしょうか。	①設備導入等の変更については、質問番号47の回答と同様です。
	②また、当初提案していない設備についても、利用者サービス向上又は管理運営の効率化に資すると認められる場合は導入できるか、あわせてご教示ください。	②当初提案していない設備の導入については、利用者の利便性向上に資する場合、本市と協議の上で導入することが可能です。
61	各自転車等駐車場に設置されている駐輪機器、精算機、防犯カメラ、遠隔監視設備及び通信機器等について、メーカー名、型式、設置年月（又は使用年数）、所有区分をご教示ください。 また、保守契約、リース契約等の契約状況、契約期間、契約満了時期、次期指定管理者への引継ぎ可否についてもご教示ください。	質問番号57の回答と同様です。
62	シェアモビリティとの連携について、指定管理者から設置、配置又は運用方法に関する提案を行うことは可能でしょうか。 また、その場合の協議・承認手続、費用負担及び役割分担についてご教示ください。	本市はシェアモビリティ事業者に公有地の貸出のみ行っています。ポートが設置されている駐輪場の管理者として提案をしていただくことは可能ですが、その内容について本市及びシェアモビリティ事業者と協議していただく必要があります。
63	様式4「事業計画書」の作成に当たり、ページ数や枚数の上限、両面・片面印刷の指定、添付資料の可否、図表・写真・イメージ図・フロー図・カラー印刷の使用に関する制限がございましたらご教示ください。また、指定様式の項目・記載順を変更しないことを前提として、説明のためにページを追加すること、ページ番号の付与、余白・行間・文字サイズ・レイアウトの変更、図表等を配置するための余白調整やページ構成の変更は可能でしょうか。さらに、様式4に記載された見出しや項目を維持したうえで、説明を補足するためにページを分割又は追加して作成することは可能でしょうか。	カラー両面印刷で、A4サイズのファイルに綴っていただければ、それ以外の細かな制約は特にありません。余白やページ構成等についても自由です。